

次期評議委員会委員選任の考え方について

評議委員会委員は本年 3 月末でその任期を満了するため、その次の任期の委員選任の考え方について、承認を求める。

1. 評議委員の構成

従来の委員構成は適切と考えられるため、次期でも同様の構成とする。

(現委員の構成:有識者 6 名、JPNIC 会員からの委員 3 名、総務省データ通信課長 1 名 (職位))

2. 現在の委員の継続選任

現在の委員は評議委員会への出席状況及び評議委員会での議論等の活動状況において高く評価できるものであるため、原則として継続しての選任を依頼することとする。念のため、この点について妥当であるか評議委員会委員長の見解を確認する。

3. 現在の委員の継続可能性

各委員の諸事情を踏まえて継続選任の可能性を確認する。

- 1) 有識者である委員が継続できない場合は、別の候補者に依頼することを検討する。
- 2) JPNIC 会員からの委員が継続できない場合は、別の JPNIC 会員の候補者に依頼することを検討する。現任の委員から適切な候補者について意見を伺い、JPNIC が委員候補者の検討を行う際に参考にする。
- 3) 総務省データ通信課長については、職位であるため、原則として継続を依頼する。

4. 委員の新規追加

理事会として委員を新規追加するべきとの判断になる場合には、新たな候補者に依頼することを検討する。

5. 委員の任期

任期は 2026 年 4 月 1 日から 2 年間とする。

以上

(参考資料)

評議委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事会内規第8条に基づき設置する評議委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議委員会の役割と提言の効力)

第2条 評議委員会は、当センターの事業活動及び業務運営に関して情報交換及び意見交換を行うことを役割とし、必要な場合には理事会に対して適切な提言を行うことができる。

2 評議委員会の提言は、理事会に対する勧告的意見として効力を有し、理事会は、最大限提言の趣旨を尊重しなければならない。

(評議委員の委嘱と担当理事の指名)

第3条 理事会は、必要に応じ有識者等の個人に、評議委員の委嘱を行うことができる。

2 理事会は、評議委員会と理事会のリエゾンを役割とする担当理事を理事の中から指名する。理事会が指名する担当理事は評議委員会全体に関わる理事1名とするが、必要な場合には、理事長は評議委員会の個別の議事に関わりの深い理事を担当理事として追加で指名することができる。

(委員長)

第4条 評議委員会の委員長は、評議委員の互選により定める。

2 評議委員会の議長は、委員長がつとめる。

(副委員長)

第5条 評議委員会は、必要に応じて、副委員長をおくことができる。

2 副委員長は、評議委員の互選により定める。

3 委員長が、職務を行うことができない場合、副委員長がその職務を代行する。

(評議委員会構成員以外の者の出席)

第6条 評議委員会が必要と認めた者は、評議委員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第7条 評議委員の任期は、委嘱された事業年度の翌年度の最終日までとする。

(担当理事の権能及び責務)

第8条 担当理事は、評議委員会の運営に関して委員長を支援するとともに、運営に必要な事項を管理する。

2 担当理事は、評議委員会に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権はもたない。

(評議委員会の開催)

第 9 条 評議委員会は、年 2 回以上開催する。

2 評議委員会は、委員長が招集する。但し、評議委員の 5 分の 1 以上から評議委員会開催の要請があった場合には、委員長は評議委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第 10 条 評議委員会は、評議委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第 11 条 評議委員会の議事は、出席した評議委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(公開の原則)

第 12 条 評議委員会は、公開することにより当事者または第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

(規程の変更)

第 13 条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、2001 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 2002 年 5 月 23 日付の改定は、2002 年 5 月 23 日から施行する。
- 3 2004 年 6 月 18 日付の改定は、2004 年 6 月 18 日から施行する。
- 4 2013 年 4 月 1 日付の改正は、2013 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 2016 年 5 月 18 日付の改正は、2016 年 5 月 18 日から施行する。